

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

八街市長 様

届出者 住所
氏名

㊟

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

{

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

 }
 について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 八街市
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積			㎡
(2) 建築物の建築又は工作物の建設の概要	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)			
	(ロ)	届出部分	届出以外の部分	合計
	(i) 敷地面積	㎡	㎡	㎡
	(ii) 建築又は建設面積	㎡	㎡	㎡
	(iii) 延べ面積 (住宅用途部分面積)	(㎡)	(㎡)	(㎡)
(iv) 高さ 地盤面から	(V) 用途			
m	(vi) 垣又はさくの構造及び高さ			m
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
	㎡			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5) 木竹の伐採	伐採面積			㎡

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4 地区計画又は住宅地高度利用地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 5 都市計画法第12条の5第6項に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次に掲げる事項に留意すること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2) (ロ) (iii) 延べ面積欄の () の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2) (ロ) (i) 敷地面積の合計欄及び(2) (ロ) (iii) 延べ面積の合計欄（同欄中の () は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄）についても記載すること。
- 6 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

【 提出部数 】

正本 1 部、副本 1 部

【 添付図書 】

* 建築物の建築又は工作物の建設により届出を行う場合

- (1) 案内図 1 / 2, 500 以上
- (2) 求積図 1 / 100 以上
- (3) 配置図 1 / 100 以上
- (4) 平面図 1 / 50 以上 (各階の平面図)
- (5) 立面図 1 / 50 以上 (二面以上の立面図)
- (6) 委任状 代理人による申請の場合に必要
- (7) その他参考となるべき事項を記載した図書

* 建築物の建築又は工作物の建設以外の行為の届出に必要な書類については、下記都市計画課にお問い合わせ下さい。

【 届出先 】

八街市 建設部 都市計画課 都市計画係
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
TEL 043-443-1430